

# ~子育で中のご家庭の皆様へ~ 病児・病後児保育について

## ■病児・病後児保育とは

お子さんが病気にかかっていたり、回復期にあっ て、安静にする必要があることなどから保育園等に 預けることができず、保護者の方が仕事等のため、 家庭で保育ができない場合、一時的にそのお子さん を病児保育室でお預かりするものです。

## 病児保育室「あおぞら」 25885-3707

広島県済生会福祉総合センター内 (北新地二丁目3番10号)

# 位置図 ●ファミリーマート ●パレアモア広島 病児保育室 あおぞら」 ●フジグラン安芸 ●町営住宅ペイシティー坂 国道31号

### ■利用内容

	内容		
対象	次のいずれにも該当する児童 (1) 当面病状の急変は認められないが、病気が回復していない(回復期も含む)生後6か月から小学校6年生までの児童 (2) 勤務等の都合で家庭での保育が困難であり、かつ、町内及び協定締結市町在住の保護者の児童 (3) かかりつけ医師等(診療情報提供書)の許可のあるもの		
定員	1日につき3人		
利用時間	月〜金曜日の9時〜17時(祝日及び12月29日〜翌年1月3日を除く) 時間は相談に応じて、8時〜18時まで可。		
利用方法	<ul><li>事前に登録が必要です。(役場民生課または各保育園・こども園で受付)</li><li>利用する際は施設に連絡をしてください。</li></ul>		
利用料金	●初回利用時に登録料1,000円を病児保育室へお支払いください。(初回登録時のみ必要) ●利 用 料 ①5時間まで 1,500円 ②5時間以上 2,000円 ●延長料金 30分につき 100円 ※生活保護世帯または町民税非課税世帯には減免があります。該当世帯の方は、登録時に役場民生課にご相談ください。 ●昼食・おやつ代 500円		

問合せ 役場民生課 ☎820-1505 ⊠minsei@town.saka.lq.jp

## 3人乗り自転車・チャイルドシート等の貸出しをしています

### 3人乗り自転車

町内に住所を有し、現在、居住している方で、 | 歳~小学校就学前の幼児が2人以上い る方に無料で貸し出します。

## チャイルドシート

町内に住所を有し、現在、居住している方で、新生児~4歳までの乳幼児が1人以上い る方に無料で貸し出します。(帰省等で町内に一時滞在中の場合も利用できます。)

貸出期間 1か月以内とします。

申込方法 所定の申請書に必要事項をご記入のうえ、役場民生課にお申込みください。(事 前申請が必要)

※「ジュニアシート」(4~12歳未満の幼児用)の貸出しも行っています。

**問合せ** 役場民生課 ☎820-1505

# **めじろコーポミやうら** 入居者募集! はもに関すること(12物(株成成成) **本**020 1512 子育で支援センターに関すること(役場民生課) **本**820-1505

## 【住宅種別】町有住宅(一般世帯向け定期借家)※子育て世帯向け住戸とは異なります(3月22日現在)

項目	│			
構造等	鉄筋コンクリート造5階建 昭和60年度建設			
戸数・間取り等	I 戸(405号室)3DK /約53㎡			
住宅使用料	45,800円(共益費800円別)			

## 【住宅種別】町有住宅(子育て世帯向け定期借家)

(3月22日現在)

項目	I 号棟	2号棟	3号棟		
構造等	鉄筋コンクリート造5階建 昭和60年度建設(平成29年度改修)				
戸数・間取り等	8戸 2LDK /約53㎡ ※1階1戸は身障者等優先	9戸 3DK/約53㎡	9戸 3DK /約53㎡		
住宅使用料	1~2階35,000円/3階34,000円/4階33,000円/5階32,000円(共益費800円別)				
その他	※町有住宅には、子育で作	<b>の同居者が18歳になる年</b> 月 中間の出会いが生まれる場 - ム)を設置しています。			

共通項目				
駐車場使用料	2,000円 ※   世帯   台に限る			
申込期間	随時募集中			
入居資格	<ul><li>1.【一般世帯】同居親族(婚約者を含む)があること。 【子育て世帯】同居親族に中学校就学中までの児童があること。(妊娠中を含む)</li><li>2.納付すべき税等を滞納していないこと。</li><li>3.坂町営住宅及び坂町特定公共賃貸住宅からの転居者でないこと。</li><li>4.入居申込者及び同居者が暴力団員でないこと。</li></ul>			

# 慰霊巡拝を実施します

厚生労働省では、戦没者の遺族を対象に、旧ソ連・モンゴル地域及び南方の各地に慰霊巡 拝の実施を予定しています。実施時期、予定地域、募集人員等の詳細はお問い合わせください。 ただし、参加したことのない遺族を優先するため、過去に参加経験のある遺族については お断りする場合があります。

**問合せ** 広島県健康福祉局社会援護課 **☎**513-3036

# 行政連絡員変更

長い間、町政にご協力いただきました、これまでの行政連絡員の方が退任され、新しく次 の方がお世話をしてくださることになりました。(敬称略)

	(削仕者)	(後仕者)
横浜三部地区第   行政連絡員	山脇 俊明	梶谷 忠治
横浜三部地区第6行政連絡員	北 久子	中洲 昇
横浜三部地区第7行政連絡員	菊岡 照代	藏本 清美
鯛尾地区第   行政連絡員	小橋 昭信	川口 秀男
浜宮地区第4行政連絡員	多田 道子	屋鋪 稔江

(14 H +1)